

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

### 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第5条により、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任しなければならないとされている。
- また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第13条第2項において、事業者は、産業医を選任したときは、遅滞なく産業医の氏名や解任等された前任者の氏名等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている。
- 一方で、産業医の解任時には報告義務が課されておらず、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律に対する附帯決議」（令和7年5月7日衆議院厚生労働委員会）において、「産業医の選任義務のある労働者数五十人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと」とされたことを踏まえ、安衛則について所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 事業者に対して、産業医の辞任又は解任があった場合の所轄労働基準監督署長への当該辞任又は解任した産業医の氏名及び辞任又は解任の年月日等の報告を義務付ける。  
ただし、当該産業医の後任者の選任により、辞任又は解任した産業医の氏名及び辞任又は解任の年月日等について、所轄労働基準監督署長へ報告を行った場合は、この報告を不要とする。

### 3. 根拠条項

- 法第100条第1項

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和8年4月上旬（予定）
- 施行期日：令和8年8月1日（予定）